

監査報告書

平成30年5月11日

社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会
会長 本田利峰様

監事 太田良一郎

監事 伊藤武夫



社会福祉法人南島原市社会福祉協議会定款第12条及び監査規定により、平成29年度業務執行状況・会計決算書について、監査を行ったので報告いたします。

- 1 日時 平成30年4月27日(金)、5月7日(月)、8日(火)、
3日間 それぞれ午前9時30分より午後4時まで
- 2 監査種別
決算監査
- 3 監査実施者
太田良一郎、伊藤武夫、
- 4 監査内容
(1) 平成29年度南島原市社会福祉協議会業務執行状況(事業報告書)
(2) 平成29年度南島原市社会福祉協議会会計決算状況
(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・財産目録)
- 5 監査手続
事業報告書及び関係資料の聞取調査
計算書類と元帳との突合、関係書類・証憑との照合、その他手続き
- 6 監査結果
資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表並びに財産目録・会計簿及び関係書類について、その内容を詳細に監査した結果、業務は適正に実施され、計算書類についても平成30年3月31日現在の財産の状態及び同日をもって終了する事業年度収支の状況を正しく示しているものと認める。
- 7 意見書
(1) 事業計画及び収支予算等の作成について
事業計画及び収支予算等の作成については、定款及び事務決裁規程、経理規程により会長において編成するとするところであるが、

その作成時における決裁等手続きが行われておらず、定款及び関係規定により適正に行うよう速やかに改善してください。

また、事業計画、予算編成にあたっては社会福祉協議会の基本方針並びに重点事業等適切な時期日程をもって作成することが望ましいと考えられます。

(2) 会計処理について

社会福祉法人の会計は、法令等及び定款に定めがあるもののほか、経理規程により処理するとされており、予算に従い適正に執行されるべきであるが、本年度多くのサービス区分において予算額超過の執行がなされており、速やかに改善してください。

(3) 介護サービス事業について

介護サービス事業全体の事業活動計算書における活動増減差額は▲9,417,708円の赤字経営となった。

主な要因は、通所介護事業（布津）で▲6,984,292円、同（有家）▲1,950,479円、同（口之津）▲4,008,539円とデイサービスの利用者減少が影響したと思われる。

一方、居宅介護支援事業、訪問介護事業（東部）においては堅調であるものの、介護保険事業における他の社会福祉法人等との競合する中で経営は厳しい状況にあり、その経営にあたっては社協の特性を発揮し、経営改善に取り組んでいただきたい。

(4) 職員の服務について、

祝日及び休日における市外勤務について、振替勤務の手続き及び出張命令等その手続きに不備がみられた。

その取扱いについては、職員就業規則に則り適正に取り扱いされたい。

(5) 各種報償金の支給について

結婚サポート事業において、祝金の支給がなされているが、その支給の根拠となるものがない。支給にあたっては支給要綱等を整備し、それに基づいて支給すべきである。